

令和元年度 第2回立山町総合教育会議 議事録

1. 開催日時 令和2年3月6日(金) 16時～17時10分
2. 開催場所 立山町役場4階 全員委員会室
3. 参加者 町長 舟橋貴之
教育委員会 教育長 大岩久七
委員 大畑年 柴田智子 牧野重雄 金川良子
立山区域小学校長会 会長 杉田孝志(立山中央小学校長)
4. 事務局 企画政策課 林弥生、米谷隆、江航
教育課 青木正博、作田英信、佐伯悦野、跡冶伸一
健康福祉課 清水厚、藤木靖子
5. 傍聴人 1名

協議事項

●新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校における臨時休業措置に伴う対応について

- ・事務局から臨時休業措置に伴う教育委員会の対応について説明がされた。また、町内小学校での対応について杉田校長から説明がされた。その後、各教育委員との意見交換を行った。

■新型コロナウイルス感染症に係る立山町教育委員会の対応

【説明者：事務局(教育課・健康福祉課)、杉田校長】

- ・町内小中学校の臨時休業期間は、国の要請どおり3月2日(月)から24日(火)までとしている。
- ・小学校での自主学習のための教室開放は3月4日(水)から24日(火)とし、時間は午前8時30分から午後4時まで。利用者は小学1～3年生の学童保育未登録者としている。
- ・中学校の部活動は、休業期間及び春休み期間には行わない。
- ・卒業式は、小学校は3月18日(水)に、中学校は3月13日(金)に行う。出席者は、卒業生、教職員、保護者、教育委員とし、来賓の出席はない。なお、修了式は実施しない。
- ・成績通知表は、卒業生は卒業式当日に、在校生は家庭訪問時又は保護者来校時に配布予定。
- ・始業式及び入学式は予定通り行う予定である。
- ・放課後児童クラブ(学童保育)は、3月2日から24日まで、受入開始時間を午前7時30分に延長し、学童保育登録者のうち希望者を受け入れている。ただし、民間施設での実施は施設により対応が異なる。
- ・実施は、公立施設4か所、民間施設2か所で行われている。
- ・3月5日からは立山町子育て支援センター内において、臨時の放課後児童クラブを設置している。
- ・町保健センターの保健師及び管理栄養士による、各放課後児童クラブの衛生環境に関する実地調査を行い、各施設への指導・助言を行った。
- ・臨時休業措置の対応にあたり、これまでに3回、立山区域小学校長会を開き、協議を重ねている。
- ・各小学校では家庭訪問を実施し、児童の健康状態の確認や学習プリントの配布、保護者あての臨時休業中の生活についてのプリント配布を行っている。
- ・家庭訪問では、それぞれの家庭での対応や学童保育の実施等により、子どもたちは居場所を確保できており、現在のところ安心して生活していることが確認できた。
- ・今後も計画的に家庭訪問を行い、子どもたちへの支援を継続していく予定である。
- ・国や県は感染拡大の防止・抑制を最優先に考えていることから、立山区域小学校長会としては子どもたちが安心して新年度や春休みを迎えられるよう、3月24日まで臨時休業措置を継続すべきと考えている。

◇教育委員からの意見

- ・子どもだけが在宅し、電話や訪問者への対応等で不安を感じている家庭もあると思われる。家庭訪問の際には連絡方法を工夫するなどの対応をしてほしい。
- ・学童保育の実施にあたっては、マスク等の補充・確保や子どもたちの座席間隔の配慮をお願いしたい。
- ・急な休校要請にも関わらず、教育委員会、各学校、各家庭で協力し、うまく対応できていると感じている。今後も家庭訪問等できめ細やかな対応をお願いしたい。
- ・今回の経験をまとめたマニュアル等を作成すればよい。
- ・登校日を設けている自治体もあると聞いている。家庭訪問だけでなく、そういった対応も検討していただきたい。
- ・まだ休業措置がとられて日が浅いため、様々な問題がまだ表面化していないだけということも考えられる。この後の状況にもよるが、そういった問題や課題を吸い上げるためにも、学年別の時差登校などの対応も検討してはどうか。

◇町長の発言

- ・国の要請に基づき3月2日からの臨時休業措置となったが、子どもたちや教育現場のことを考慮し、1日遅らせて3月3日からの休業とすることも検討すべきであったと感じている。
- ・今後、事態がどう変化するかは分からない。休業期間については学校登校の可否も含め、機敏に対応し、必要に応じて総合教育会議を開催し、協議していきたいと考えている。

■就学援助世帯の児童・生徒に対する弁当支給について

- ・経済的に困窮している世帯の小中学生の健康状態が非常に心配である。こうした世帯の保護者等は仕事を休むのも難しく、そうした場合に給食に代わり、子どもたちにきちんとした食事を提供する責任が町にあると考えている。
- ・要保護世帯・準要保護世帯のうち、希望する小中学生を対象に、弁当宅配業者のサービスを活用した臨時休業期間中の昼食の確保を検討したい。
- ・サービス利用に係る経費のすべてを町が負担する。

◇教育委員の発言

- ・弁当支給に関しては喜ばれると思う。ぜひ進めていただきたい。

[閉会時刻 17時10分]